

八十二の投信積立サービス規定

第1条（規定の趣旨）

この規定は、毎月お客さまが指定する振替日（以下「振替日」といいます）に、お客さまがあらかじめ指定した金額（以下「指定買付金額」といいます）を、お客さまの指定預金口座から引き落とし、お客さまの指定する投資信託受益権（以下「投資信託」といいます）を取得する取引である「八十二の投信積立サービス（以下「本サービス」といいます）」に関する、お客さまと株式会社八十二銀行（以下「当行」といいます）との間の取り決めです。

第2条（申込方法）

- 1 お客さまは、以下のいずれかの場合に本サービスを利用できます。
 - ① 当行所定の申込書（以下「申込書」といいます）に必要事項を記入の上、記名押印し、これを当行の投資信託取扱店（以下「取扱店」といいます）に提出し、当行が承諾した場合
 - ② インターネットバンキングにて所定の申込依頼が確定した場合
- 2 お申込みにあたっては、お客さまは投資信託累積投資約款に規定する累積投資契約を締結するものとします。ただし、すでに契約済みの場合は、この限りではありません。

第3条（本サービスの対象銘柄）

- 1 本サービスによって買付けできる投資信託は、当行が本サービスの対象として選定する銘柄（以下「対象銘柄」といいます）とします。
- 2 お客さまは、対象銘柄の中から1以上の銘柄を指定し（指定された銘柄を、以下「指定銘柄」といいます）、買付けの申込みを行うものとします。

第4条（申込内容の変更等）

- 1 お客さまは、当行所定の書面により取引店に申し出ること、またはインターネットバンキングにて所定の申込依頼を行うことにより、申込内容の変更、買付けの中止、または本サービスの解約をすることができます。
- 2 前項の本サービスの解約および買付けの中止、申込内容の変更の適用日は、当行所定の日からとなります。

第5条（指定買付金額の引落し）

- 1 お客さまは、投資信託取引における指定預金口座からの引落しにより指定買付金額の払込みを行うものとします。
- 2 指定買付金額を前項の指定預金口座から引き落とす場合には、当座勘定規定または預金規定にかかわらず、小切手の振出または預金通帳および預金払戻請求書の提出は不要とします。
- 3 当行は指定銘柄の買付けにあてるため、お客さまが申し出た1指定銘柄1回あたりの指定買付金額を、毎月のお客さまが指定する日（当行休業日の場合は翌営業日とします。以下「振替日」といいます）に、指定預金口座から引き落とします。また、振替日を29日から31日に指定し、当月にその応答日がない場合は、月末最終営業日を振替日とします。
- 4 1銘柄あたり振替日を複数指定することはできません。
- 5 1銘柄あたりの指定買付金額は、各投資信託最低お申込み金額以上1千円単位の金額とします。
- 6 年間2回まで、お客さまの指定買付金額に増額して、指定預金口座から引き落とし、指定銘柄の買付けを行うことができます。
- 7 指定買付金額の引落しについては、振替日の指定預金口座の残高（総合口座等の貸越可能額および、約弁付カードローンの貸越極度額を除きます）から引落しを実施します。

なお、指定買付金額の引落しは振替日の午後3時までに行い、それ以降は行いません。

また、指定預金口座の残高が振替日において指定買付金額に満たない場合、引落しは行いません。その場合、お客さまは買付けを行わなくても異議を唱えることはできないものとします。引落し不能であった翌月の引落しについては、その月分の引落しのみ行うものとします。

- 8 同一振替日に複数の銘柄について本サービスをお申込みいただいている場合で、指定預金口座の残高が指定銘柄ごとの指定買付金額の合計額には満たないものの、一部の銘柄の引落額以上となる場合は、買付けの優先順位を当行が決め、必要金額を引落しさせていただきます。
- 9 同一振替日に、本サービスを含め指定預金口座からの引落しが複数あり、その引落しの総額が指定預金口座の残高を超えるときは、そのいずれを引落すかは当行の任意とします。

第6条（買付けの方法、時期および価額）

- 1 当行は、振替日においてお客さまの指定預金口座からの指定買付金額の引落しが成立した場合に限り、当該金額を当行が預かりし、指定銘柄の買付けを行います。当行は、お客さまからの振替金額の受入れをもって、指定銘柄の買付けの申込みがあったものとして取り扱います。なお、指定預金口座の残高不足等の理由で、指定銘柄の買付けが行われなかった場合は、当行からお客さまへの通知は特に行いません。
- 2 前項の買付価額は、指定銘柄の目論見書に定める価額とします。
- 3 第1項の規定にかかわらず、市場の休場等により指定銘柄の投資信託委託会社（以下「委託会社」といいます）が買付申込みの受け付けを中止した場合は、翌営業日より最初に買付けが可能となった日に口座から指定買付金額を引き落とし、買付けを行います。
- 4 指定銘柄の買付けに購入時手数料や消費税等が必要な場合は、指定買付金額から差し引くものとします。

第7条（投資信託の振替および収益分配金の再投資）

投資信託の振替および収益分配金の再投資は、投資信託受益権振替決済口座管理規定および投資信託累積投資約款の規定に基づき行うものとします。

第8条（取引および残高の通知）

- 1 当行は、本サービスに基づくお客さまへの取引明細および残高明細の通知を、以下の各号により行うものとします。
 - ① 取引の明細
第6条に基づく取引の明細については、3か月に1回以上、期間中の指定銘柄ごとの買付明細および銘柄ごとの買付合計金額、取得合計口数等を記載した「取引残高報告書」により通知します。
 - ② 金銭および残高明細
指定銘柄の買付預り金および残高については、前号に定める「取引残高報告書」に記載してお客さまに通知します。
- 2 前項の規定にかかわらず、該当取引がない場合には、別途、1年に1回以上取引残高報告書によりお客さまに通知することがあります。

第9条（対象銘柄の除外）

対象銘柄が、以下の各号のいずれかに該当した場合、当行は当該銘柄を対象銘柄から除外することができるものとします。この場合、当行はお客さまに遅滞なく通知するものとします。

- ① 当該対象銘柄が償還されることとなった場合、もしくは償還された場合
- ② その他当行がやむを得ない事情により必要と認めた場合

第10条（本サービスの停止）

当行は、次にあげる委託会社および当行のやむを得ない事情により、本サービスを一時的に停止することがあります。

- ① 委託会社が、当該投資信託の指定銘柄の財産資金管理を円滑に行うため、その設定を停止した場合
- ② 委託会社の登録取消、営業譲渡等および受託銀行の辞任等により、当該投資信託の設定が停止されている場合
- ③ 災害・事変その他の不可抗力と認められる事由により、当行が本サービスを提供できない場合
- ④ その他当行がやむを得ない事情により、本サービスの提供を停止せざるを得ないと判断した場合

第11条（本サービスの解約）

本サービスは、投資信託総合取引規定第10条第1項または第2項のいずれかに該当したとき、もしくは次の各号のいずれかに該当した場合、解約されるものとします。

- ① お客さまが当行所定の書面により、本サービスの解約を申し出たとき、または、インターネットバンキングにて所定の解約依頼が確定したとき
- ② お客さまが指定預金口座を解約されたとき
- ③ お客さまが累積投資契約を解約されたとき
- ④ お客さまについて、相続の開始があったことを当行が知ったとき
- ⑤ 第9条の規定により、指定銘柄が対象銘柄から除外されたとき
- ⑥ 当行が本サービスを提供することができなくなるなど、やむをえない事由により、当行が本サービスの解約を申し出たとき

第12条（規定の変更）

本規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4に基づき変更されることがあります。なお、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲載等により周知します。

第13条（その他）

- 1 当行は、この契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、いかなる名目によっても利子をお支払いいたしません。
- 2 この規定に別段の定めがない事項については、当行の「投資信託総合取引規定」および同規定第2条各号に定める約款・規定に従うものとします。